

## 【総領事館からのお知らせ:安全対策情報:8月】

平成24年8月10日(総12第23号)  
在デンパサール日本国総領事館

### 1 治安情勢

ジャカルタとバリ島における過去の大規模な爆弾テロ事件が8月～10月の時期に発生した経緯もあり、国家テロ対策庁はバリ島においてテロの脅威は依然として高いとして警戒を継続しています。

8月6日、クタ地区のBPR銀行に爆破脅迫電話があり、警察の爆弾処理班が出動しましたが、爆発物は発見されませんでした。

### 2 一般情勢

#### (1)一般犯罪

引ったくり事案は各観光地等で発生していますが、7月10日午後7時頃、サヌール地区バリ・ハイヤットホテル前の道路において、在インドネシア・スロバキア大使がオートバイに乗った二人組にカバンを奪われる事件が発生しました。

レバラン、ガルンガンを抑えたこの時期は犯罪の発生が増える時期と言われています。日頃が増えて注意を怠らないでください。

#### (2)鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザについて、インドネシアではこれまで190例の累計患者(うち158例が死亡)が出ています。バリ島でも2月にバドゥン県、4月にバンリ県でそれぞれ死者が1名発生しています(詳細は総領事館からのお知らせ [総12第06号](#)及び [総12第14号](#)をご覧ください)。

WHOによる鳥インフルエンザに対する警報(フェーズ)は、現在「3」で、これはヒトへの感染がアクシデンタルにしか発生しないことを意味します。もしヒトからヒトへ感染が持続するようになった時は「4」、感染が広がったら「5」となります。フェーズの詳細については、国立感染症研究所感染症情報センターを御参照下さい。<http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/05pandemic/0511phase.html>

#### (3)狂犬病

7月19日、ギアニャール県の女性が狂犬病を発症してサンラ病院へ搬送された後死亡しました(バリ島で本年6人目の犠牲者)。同女性は、約4カ月前に犬に噛まれたものの、その後狂犬病ワクチンを接種していなかった由です。バリ州では全域の市・県で狂犬病の犠牲者が見られますが、州畜産局によれば、最近の調査では、狂犬病ウイルスの感染は、ジンバラン地区、クタ地区、ジュンブラナ県、カラニアッサム県の村で確認されている由です。犬や猿等に噛まれた場合には、いずれにしても速やかに病院を受診することが重要です。狂犬病に関しては、7月25日付で外務省から渡航情報(広域情報)が発出されています。(外務省海外安全ホームページ:<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo.asp?infocode=2012C236>)

### 3 邦人事故・事件関連

#### (1)シラミについて

最近アタマジラミによるシラミ寄生症事例が学校を中心に発生しているようです。シラミの寄生は衛生状態に関係なく発生し、日本国内でも症例が増加傾向にあります。

感染は頭髮を通じておこり、タオルの共用や同じベッドを使うことによっても発生します。特に子どもの場合には遊んでいる間に頭が触れあうことで集団感染が起こりやすいと言われています。

す。シラミは頭部に寄生して頭皮から吸血します。吸血された箇所がかゆくなり、掻きすぎることにより皮膚の炎症を起こすことがあります。

シラミが寄生した場合には、洗髪をすることで幼虫・成虫は洗い流すことができますが、卵については指で取り除くことも困難なほどに髪に接着していますので洗髪では駆除出来ません。1週間程度で卵が幼虫となるので10日程度毎日丁寧に洗髪、櫛でとかすことで駆除できると言われています。成虫にならないと産卵をしないので幼虫のうちに上記の方法で駆除できます。当然ながらこの間はタオル、櫛等の共用は避け、シーツ等の寝具も毎日洗濯して下さい。日本国内では駆除用スミスリンシャンプーも販売されていますが卵には有効ではありませんので複数回の使用が必要です。

なお、インドネシアでは一般的に駆除薬として「Pedi Tox」等の薬剤が販売されています。卵に対しては有効ではないので、孵化する時期に併せて複数回の塗布が必要になります。この薬品に含まれる成分は日本では医療用に使用することが認められていません。

アタマジラミと区別するのが困難なコロモジラミについては対応が異なりますので、必要に応じて皮膚科受診をお勧めいたします。

アタマジラミについて詳細は東京都福祉保健局ホームページに詳しく掲載されていますので参考にして下さい。<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/eisei/yomimono/nezukon/atamajirami/index.html>

## (2) 旅券の紛失・盗難の増加

旅券の紛失・盗難が続いています。旅行者等早急に帰国を要する方が旅券を紛失した場合には、旅券に代わる「帰国のための渡航書」等の交付を総領事館で受けた後に、入国管理局で出国許可を取得する必要があります。この手続きは出発時に空港では出来ません。Ngurah Rai 入国管理局事務所で窓口時間中に行うことになります。8月17日(金)～22日(水)の間、入管はレバンのため窓口業務を行いません。このため予定どおりに帰国できないことが予想されます。

紛失盗難の多くの事例は本人の不注意によるものです。紛失した旅券が悪用された場合、ご本人にも不利益が生じることがあります。慎重な管理をお願いいたします。

旅券紛失時の手続きは当館ホームページをご覧ください。[http://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/japan/02\\_03passport.jp.html#06](http://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/japan/02_03passport.jp.html#06)

以上